

岡山学芸館高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年策定 平成30年改定

いじめに関する現状と課題

本校の特別指導認知件数は年間15件弱で推移しており、その中で、いじめによる特別指導件数はここ近年ではなかったものの、一昨年度（29年度）1件特別指導として指導をしたのが現状である。その内容として、直接暴力を受けるものではなく、口答での不適切な発言といったものである。しかしながら近年のSNSを介しての誹謗中傷など、目に見えぬいじめの現状に対して我々教師がどのように対応していくかが課題である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

☆本校では生徒指導の基本的な手法として、平成12年よりゼロトレランスの手法を用いています。教師は小さな問題行動を見落とすことなく、駄目なものは駄目として、徹底的に教職員教育を実施している。具体的には、細かな違反行為を全て書き出し、責任教育ガイドラインとして生徒・教職員が目で見て確認できる生徒指導マニュアルを作成した。いじめに関しては発見することが極めて難しく、対処が遅れると言うケースが多いが、本校に於いては、シームス指導記録（生徒の学校生活全般の行動を記録する）による指導を徹底することによって、全ての生徒の様子を全教職員が共通認識でき、素早い対応が出来ている。ただ、近年のSNSの問題については、校内の教職員の対応だけでは解決は難しく、専門家の講演なども計画し、対策を検討している。

☆学校をあげた積極的な取り組みを推進する為、いじめ対策委員会には、生徒指導部以外にも各学年の教職員、養護教諭、教育相談員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決の為の取り組みを行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に校内研修や保護者対象の講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。

☆いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ☆学校基本方針を三者懇談などで保護者に向けて説明。親学講座（本校独自の教育）保護者向けに講座を開き、理解を得る。
- ☆学校近辺のパトロールをされているボランティアの方との連携なども実施する。
- ☆問題が発生した際は、委員会は勿論、総務学事課との連携をとり、アドバイスを頂く。
- ☆岡山東警察署及び弁護士との連携も図り、随時アドバイスを頂く。
- ☆学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会を活用した、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定する。
- ☆インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
- ☆生徒に対しては、全体集会などの教育相談窓口の紹介なども行う。
- ☆学校便りにいじめ問題等の学校外の各種相談窓口や学校内の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学校

いじめ防止対策委員会

- <対策委員会の役割>
基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
- <対策委員会の開催時期>
定期的に年1回、問題が起きた場合は随時開催
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達
- <構成メンバー>
校長・教頭・生徒指導部長・生徒指導主事
ほっとルーム（教育相談室）・養護教諭・科長・コース長・コース主任・弁護士

全教職員

関係機関との連携

<連携機関名>

岡山東警察署
弁護士事務所
交通ボランティア

<連携の内容>

☆いじめに係わる、
警察からの講話
☆学校外でのいじ
めの早期発見
<学校側の窓口>
生徒指導部長・主事

学校が実施する取り組

(教員研修)

- ① いじめの傾向の変化に伴い、携帯電話によるいじめ問題がメインとなっている現状から、教職員のいじめに対する指導力向上のための研修として、講師を招き、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。
(居場所づくり)
日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
(情報モラル教育)
ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を行う。

(実態把握)

- ② 早期発見 LHRなどの時間を利用し、生徒の実態把握のための聞き取りを実施し、生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。
(相談体制の確立)
教育相談室（ほっとルーム）との連携を密にとり、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
(情報共有)
生徒の気になる変化や行為があった場合、シームス指導記録への入力により、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制にしておく。
(家庭への啓発)
家庭（保護者）・生徒・担任の密な連携を図ることにより、いじめの早期発見に繋ぐ。

(いじめの有無の確認)

- ③ いじめへの対処 いじめを受けているとの通報があったり、その可能性が明らかになった場合は、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
(いじめられた生徒への支援)
いじめが確認された場合は、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、該当生徒及びその保護者に対して支援を行う。
(いじめた生徒への指導)
いじめた生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響などに気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、該当生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得、健全な人間関係を育むことが出来るよう指導を行う。